資料４

円滑な移行のあり方（案）

１　基本認識

■　新潟州構想が提起されて一年が経過する中で、その本質議論が深化

■　同様の流れが、全国的にも、大都市制度をはじめとした地方分権・地域主権の動きとして、行政改革と制度改革の両面から加速

■　新潟州構想提起の狙い・目的である、新潟発のアピール、新潟の発展・成長、新潟にふさわしい自治制度を実現

■　そのため、個別課題の解決を図るとともに、地方分権・地域主権改革の理念の下に制度改革等を加速

２　推進本部の設置

■　本部の位置づけ

基本的には、新潟州構想推進のための体制強化

・　新潟州構想検討委員会の報告書とりまとめ後に早期に立ち上げ

・　議会、県内市町村、経済界等の理解を得ながら詳細を検討

推進本部の名称も含め検討

■　検討すべきテーマ

・　新潟州構想検討委員会で掲げられた４分野の課題を中心に検討

・　地方自治制度のあり方、制度的課題への理論構築、他自治体と連携した推進

新潟州構想検討連絡調整会議について

１　目的

新潟州構想の具体化に向け、新潟県と新潟市の間の課題解決等に関する協議を行う

２　メンバー

（順不同）

新潟県	新潟市
知事政策局長	地域・魅力創造部長
福祉保健部長	保健衛生部長
土木部長	建築部長
県民生活・環境部長	文化観光・スポーツ部長
防災局長	消防局長
産業労働観光部長	経済・国際部長

３　開催実績

(1) 第１回

日　時：平成 24 年２月 17 日(金)　15:00～16:00

会　場：新潟県自治会館別館　第１研修室

議　題：

◇ 新潟県と新潟市の課題整理に係る検討体制について
- 「食の安全・安心」、「防疫対策」、「住環境の整備」、「文化・スポーツ施設」、「特別高度救助隊」、「ハローワーク」の６テーマについて意見交換

◇ 今後のスケジュールについて

(2) 第２回

日　時：平成 24 年３月 21 日(水)　14:40～15:40

会　場：新潟県庁行政庁舎　３０１会議室

議　題：

◇ 新潟県と新潟市の課題整理について
- ６テーマについての検討状況報告

◇ 円滑な移行のあり方について

県と市の課題整理　検討状況

項目	現状と課題	当面の解決方向性と 想定される制度的問題点	前回までの検討状況	現在の検討状況
災害時・危機管理対策 （食の安全・安心）	（現状） ○ 県と市がそれぞれの管轄区域で対応。 （課題） ○ 指揮命令系統の違いが迅速な対応の障害となりかねない。	（当面の解決方向性） □ 広域的対応が求められる業務の一元化 （想定される制度的問題点） □ 広域的対応が必要な業務も保健所設置団体がそれぞれ所管することとなっている。	◆ 現行制度下での改善案について検討を開始。 ・ 協定締結等による意思決定の迅速化 ・ 危機情報の迅速な公表 など	◆県市担当部局で下記事項について取組を進めていくことを確認。 1　広域食中毒事案発生時の対応及び役割分担の明確化 近年、広域・大規模化する傾向にある食中毒に対応するため、覚書等により県と市の役割をあらかじめ定め、情報の集約・一元化と情報解析に基づく迅速な対応を図る。 〈覚書等の概要〉 新潟市：食中毒疑い調査の段階にあっても県へ情報提供する。 新潟県：集約・一元化した情報に基づき、新潟市へ対策を要請し、一体化した対策を展開する。 2　食品危害情報の迅速な公表 食品衛生上の危害の発生を防止する観点から、県と市で同じ公表基準を定め迅速な公表を図る。
感染症対策 （防疫対策）	（現状） ○ 県と市がそれぞれの管轄区域で対応。 （課題） ○ 指揮命令系統の違いが迅速な対応の障害となりかねない。	（当面の解決方向性） □ 広域的対応が求められる業務の一元化 （想定される制度的問題点） □ 広域的対応が必要な業務も保健所設置団体がそれぞれ所管することとなっている。	◆ 現行制度下での改善案について検討を開始。 ・ 協定締結等による意思決定の迅速化 ・ 新型インフルエンザ対策専門委員会の合同開催 など	◆ 県市担当部局で下記事項について取組を進めていくことを確認。 1　協定締結等による意志決定の迅速化 主な業務について、県と新潟市の役割を整理し、協定締結や問題発生時の連絡調整方法をあらかじめ定めることにより対応の迅速化を図る。 〈主な業務〉※今後の検討により追加変更等の可能性あり ・ 医療体制の整備　・社会対応基準の策定　・病原性の程度の判断報道対応 ・ 発生状況の把握と地域への情報提供　・予防接種の実施 ・ 抗インフルエンザ薬等の備蓄と提供 2　新型インフルエンザ対策専門委員会の合同開催 発生に備えた体制整備や発生後の対応方針の検討を一元的に行い、県と新潟市が共通の理解・認識のもと、地域の実情に即した対応を全県的視野で実施。
住環境の整備	（現状） ○ 新潟市内に、市営住宅と県営住宅の双方が立地。 ○ 県営住宅の一部は、市有地を借地して建設。 ○ 市営住宅に隣接している県営住宅も存在。 ○ 新潟市外の県営住宅は、事務処理特例制度により市町村が管理。 （課題） ○ 利用者には、県営・市営の区別は関係ない。 ○ 県市の独自管理・運営により、利用者の「利便性」や「わかりやすさ」が損なわれているのでは。	（当面の解決方向性） □ 新潟市への管理・運営の一元化 （想定される制度的問題点） □ 事務処理特例により市が管理する場合、指定管理者制度による管理が行えない。	◆ 一元化に向けた各種手法のメリットや課題について検討を開始。 ・ 申請窓口の一本化 ・ 管理代行 ・ 事務処理特例 ・ 事業主体の変更 ◆ 窓口でのトラブルを避けるため，窓口の一本化と併せて申請手続きや管理制度の一元化の検討が必要。 ◆ どのような手順で一元化を進めていくのが最も効果的・効率的か、管理代行や指定管理の契約更新時期などを念頭に置きながら検討を進める。	◆ 窓口の一本化の実現に向けた課題を整理するとともに、実施に向けての協議を開始。 〈課題〉　受付方法の違いによる混乱 ◆ 県市担当部局で、これまで検討した各手法のメリットや課題を踏まえ、円滑な導入が可能か整理・検討するとともに、他の手法についても改めて検討。 〈検討中の手法〉 ・県公社へ管理代行することを前提とした事務処理の特例 ・事業主体の変更 ◆ もっとも効率的な管理体制・方法について、引き続き検討予定。

項目	現状と課題	当面の解決方向性と 想定される制度的問題点	前回までの検討状況	現在の検討状況
文化・スポーツ施設	（現状） 〇 野球場、図書館、文化会館など県立・市立の施設が併存。 （課題） 〇 住民目線で重複している部分がある。	（当面の解決方向性） □ 「新潟県民会館」と「りゅーとぴあ（新潟市民芸術文化会館）」、「新潟市音楽文化会館」で、試行的に調査研究を開始。	◆ 今後、下記取り組みの可能性について検討。 ・ 施設予約システム、チケット予約システム、委託契約等の一本化 ・ 人事交流 ・ 自主事業企画の共同化 ・ 中長期的な方向性の検討 ◆ 中長期的には、一体的管理の可能性と、より効果的・効率的な管理運営手法を検討。	◆ 各検討事項について、取組イメージの具体化に向け県市担当部局間で議論中。 〈例〉「チケット予約システム」とは具体的にどのようなイメージの取組で、県民、市民にとって どのようなメリット（デメリット）があるのかを整理中 ◆ 今後、県市担当部局で具体化したイメージを共有した上で、施設利用者や現場の意見を聴きながら、実際の取組へ移行していく予定。 ◆ また、左記検討事項に加え、「両館の備品等の共有化」についても、新たな課題として今後検討していくこととなった。 ※ 第４回構想検討委員会で、委員から指摘のあった 「駐車場の管理」については、従前から市が一元的に管理しており対応済み。
災害時・危機管理対策 （特別高度救助隊）	（現状） 〇 省令により東京都と政令市に配置され、協定等により県内外を問わず活動。 〇 日常的には、通常の消防活動や交通事故、水難、特殊災害などの救助活動を担っている。 〇 新潟市域内外で同時に重篤災害等が生じた場合、県の災害対策本部で被害規模・状況に応じて調整が図られる。 （課題） 〇 新潟県全域の安全性を、今以上に高めていくため、様々な事態に対応できる取組が重要。	（当面の解決方向性） □ 隊をより効率的に運用するための検討が必要。 （想定される制度的問題点） □ 政令市以外でも特別高度救助隊と同等の資機材を装備することはできるが、人材養成・財源手当の確保が必要。	◆ 調整能力の高度化と習熟に向けた検討・共同研究を進めていく。	◆ 県市担当部局で下記の取り組みについて検討中。 １　様々な事態に対応できる取組 （１）災害対策本部を設置する場合 同時に重篤な災害等が発生すれば、県は災害対策本部を設置し、緊急消防援助隊への応援要請をする状況になっていると考えられるので、消防応援活動調整本部（本部長＝知事）が総合調整を実施する。（消防組織法第４４条の２） （２）災害対策本部を設置する必要はないが特別高度救助隊にしか救助できない事案が複数発生した場合 緊急消防援助隊に応援要請するとともに、消防応援活動調整本部を設置し、（１）の対応とする。 ２　救助隊の配置基準にこだわらない取組の検討 （１）新潟市以外の市町村の特別救助隊を高度救助隊化 （２）県(州)が特別高度救助隊を設置(隊員は市町村から派遣) 〈それぞれの課題〉 ①自治体の費用負担は大幅増 ②実戦対応力低下、新規隊員の補充が必要

国・県・市による一体的実施（就労支援と生活支援のワンストップサービス）

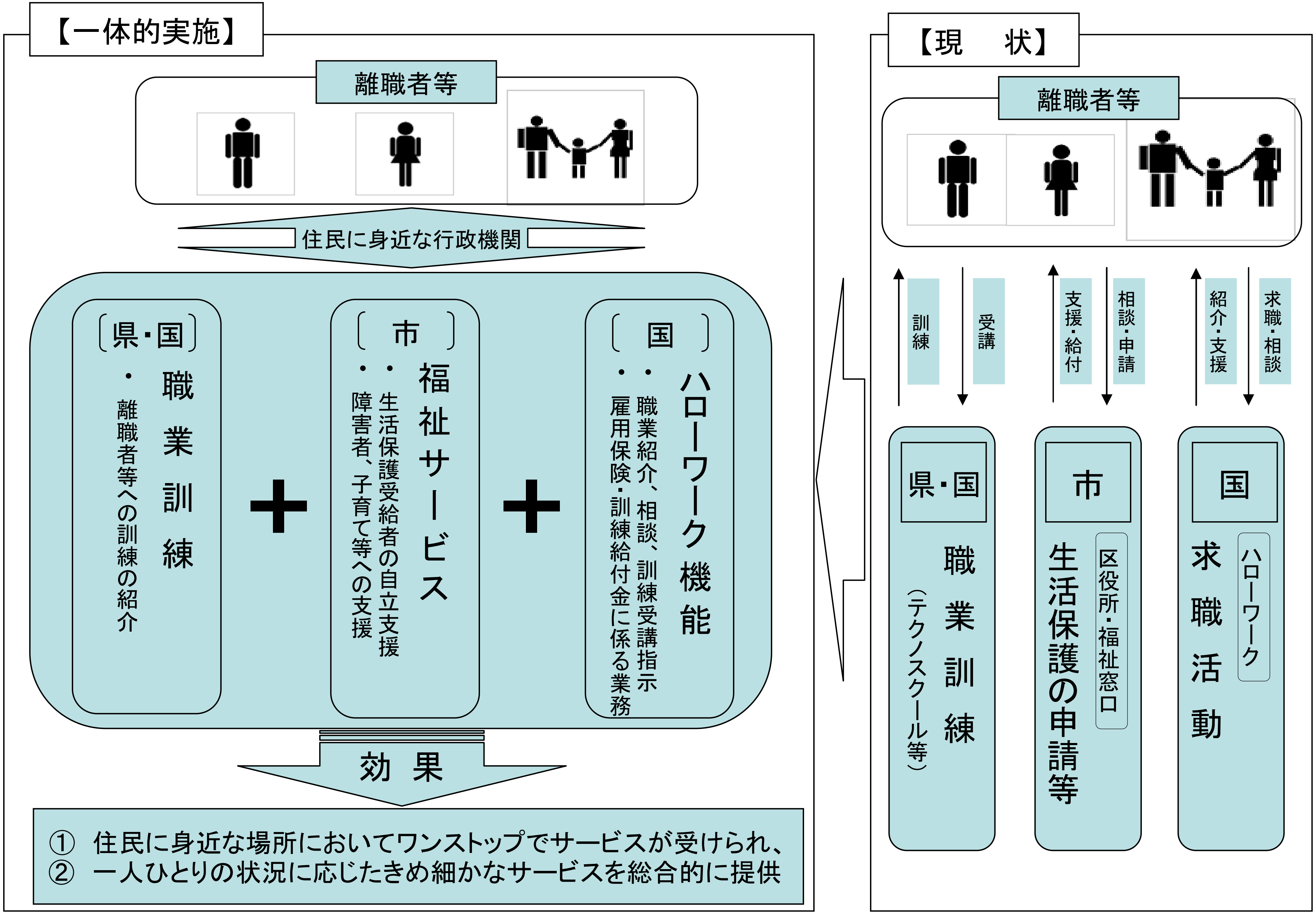

実 施 場 所、 実 施 業 務

○　実施場所　　新潟市東区役所でモデル実施
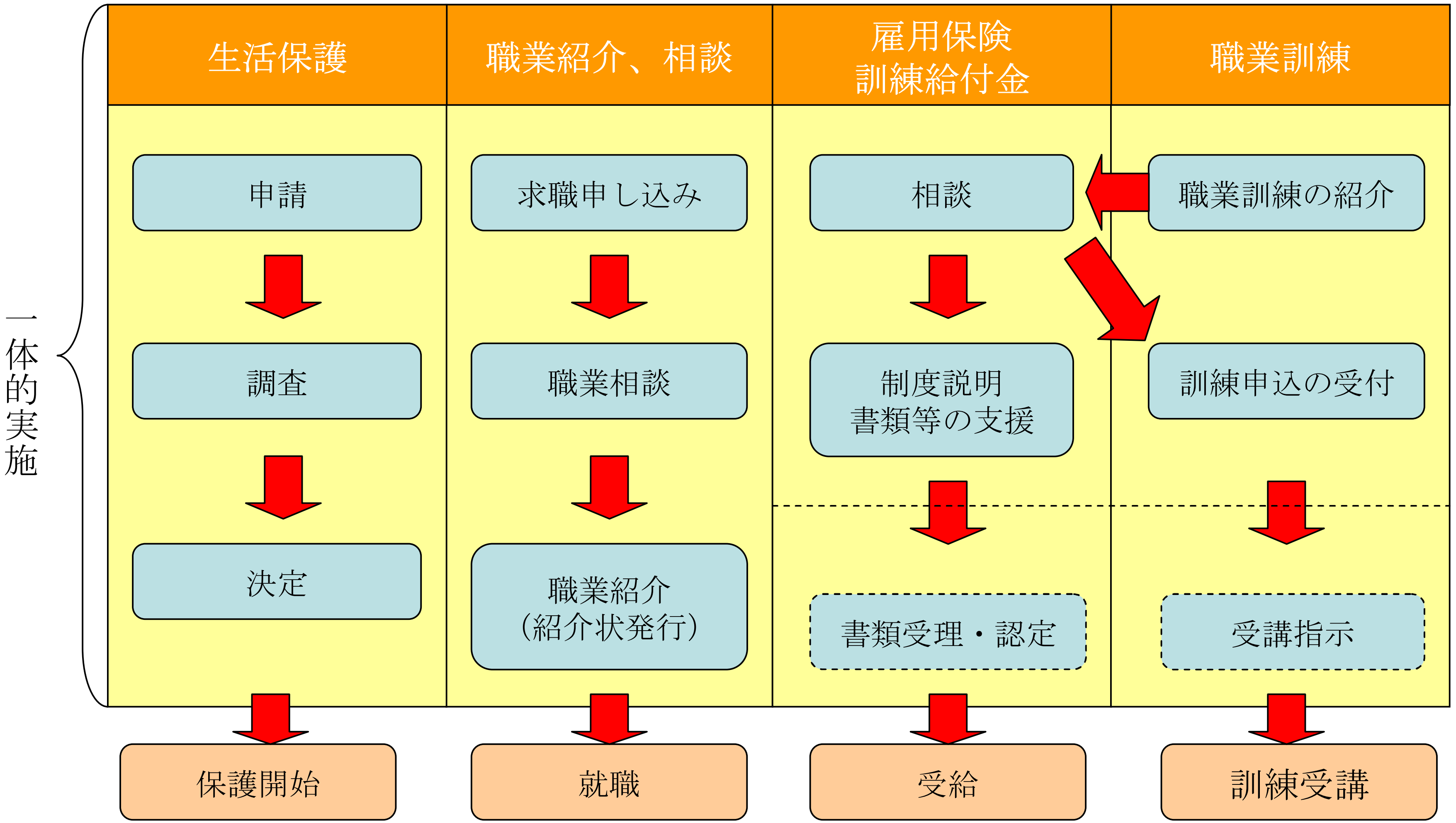
○　実施業務　　以下の業務を一体的に実施（可能な業務から順次開始）